

公営競技納付金制度の廃止に関する意見書

モーターボート競走事業施行者は、健全な事業運営を目指し、ファンサービスの向上はもとより、各種業務の効率化による開催経費の削減等、諸施策を積極的に推進するなど、事業の安定性の確保に全力を尽くしている。

そのような中、老朽化等による競走場等の大規模施設改善や昨今頻発している大規模災害への備え等に係る内部留保の拡充、さらには、近年問題（課題）となっているギャンブル等依存症対策やカーボンニュートラルなどといった新たな社会課題への対応に係る事業費の確保にも取り組む必要がある。

公営競技納付金制度は、昭和４５年度に創設されたものであるが、これは、当時、公営競技の収益が著しい増加を示し、公営競技を実施する施行団体と非施行団体との行政水準・財政力の不均衡が問題となったため、公営競技収益の均てん化を目的に、１０年間の時限措置として導入されたもので、その後、累次にわたり期限延長がなされている。

これまでに、モーターボート競走事業施行者が地方公共団体金融機構へ納付した金額は約６千億円に上り、他の公営競技施行者の納付金も含めた地方公共団体健全化基金積立金額は約９千億円以上と膨大な金額であり、ここ数年は基金への積み立ても行われるなど、十分に所期の目的は達せられたと考える。

また、公営競技納付金制度以外にも、ふるさと納税制度等新たな税制度が普及し、地方公共団体を取り巻く環境は大きく変化している。

こうしたことから、総務省におかれましては、次の事項を実現されるよう強く要請する。

- １．公営競技納付金制度を廃止すること。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。

令和６年１２月２０日

鳴門市議会